



お支払いする場合

- 交通事故によるケガが原因で事故の日から180日以内に胸椎における前後屈、左右屈および左右回旋の3種の運動のうち2種以上の運動が生理的範囲(※1)の3分の2以下に制限されたケース。

(※1)生理的範囲は、日本整形外科学会、日本リハビリテーション医学会、日本足の外科学会による「関節可動域表示ならびに測定法」に基づき算定します。



お支払いできない場合

- 緑内障(疾病)により矯正視力が0.02以下に低下したケース。
 - ➡ 「不慮の事故」が原因ではないため、障害給付金はお支払いできません。
- 自動車事故によるケガが原因で腰痛が残存し、自賠責保険・労災保険で後遺障害12級が認定されたケース。
 - ➡ 所定の障害状態に該当していないため、障害給付金はお支払いできません。

解説

- 障害給付金は、「不慮の事故」による傷害を直接の原因として、その事故の日から180日以内に、かつこの特約の責任開始時から保険期間の満了時まで約款所定の身体障害表の第1級から第6級までの障害状態に該当したときに、障害の程度に応じてお支払いします。
- お支払いの対象となる「不慮の事故」とは、急激かつ偶発的な外来の事故(交通事故など)で、かつ所定の分類項目に該当するものをいいます。
- 障害給付金の支払対象となる「身体障害表」の等級(第1級～第6級)は、身体障害者福祉法で定められている身体障害の等級、各種公的年金制度から支給されている障害年金の等級や、自賠責保険・労災保険における後遺障害等級などとは異なります。